

新潟労働局
平成 28 年 12 月 13 日(火)

【照 会 先】

新潟労働局 職業安定部 職業対策課

課長 飯田 薫

課長補佐 倉又 学

地方障害者雇用担当官 落合 直樹

(代表電話) 025-288-3508 (夜間電話) 025-288-3543

平成 28 年 障害者雇用状況の集計結果

民間企業の障害者実雇用率は 1.93%で全国平均を上回る
雇用率達成企業の割合は 57.8%で過去最高を更新

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について雇用義務がある事業主などから報告を求めています。

新潟労働局では、管内の平成 28 年 6 月 1 日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

- ※ 全国の障害者雇用状況集計結果については、厚生労働省が本日公表します。
詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

【集計結果のポイント】

<民間企業(注1)> (法定雇用率 2.0%)

- ・雇用障害者数は 6,026.0 人と、前年より 5.3% (303.5 人) 増加し、過去最高を更新。
- ・実雇用率は 1.93%と、前年より 0.08 ポイント上昇し、全国平均を上回り、過去最高を更新。
- ・法定雇用率達成企業の割合は 57.8%と、前年より 3.4 ポイント上昇し、前年に引き続き半数を超える企業が法定雇用率を達成し、過去最高を更新。

〔全国の集計結果の概要は、雇用障害者数 47 万 4,374.0 人、実雇用率 1.92%、法定雇用率達成企業の割合 48.8%〕

<公的機関> (同 2.3%、都道府県等の教育委員会(注2)は 2.2%)

- ・新潟県：雇用障害者数 241.0 人、実雇用率 2.59%
 - ・市町村：雇用障害者数 553.5 人、実雇用率 2.48%
 - ・教育委員会：雇用障害者数 372.0 人、実雇用率 2.36%
- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも前年を上回った。

<独立行政法人等(注3)> (同 2.3%)

- ・雇用障害者数 8.0 人、実雇用率 3.79%

注 1 民間企業の数値には、常用労働者が 50 人未満の企業と新潟県外に本社がある企業の雇用障害者数は含まれていない。「法定雇用率とは」(9 ページ)を参照。

注 2 都道府県等の教育委員会は、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会が該当する。

注 3 独立行政法人等は、新潟県立大学、長岡造形大学、新潟県立看護大学が該当する。なお、国立大学法人等の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0％）に雇用されている障害者の数は 6,026.0人で、前年より 5.3％（303.5人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 3,931.5人（対前年比1.4％増）、知的障害者は 1,432.0人（同7.4％増）、精神障害者は 662.5人（同29.1％増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者が大きく増加した。
- ・ 実雇用率は1.93％（前年は1.85％）、法定雇用率達成企業の割合は57.8％（同54.4％）で、いずれも過去最高であった。

[5ページ、7ページ、12ページ]

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は 50～100人未満規模企業では 824.0人、100～300人未満で 1,931.0人、300～500人未満で 870.0人、500～1,000人未満で 1,078.0人、1,000人以上で 1,323.0人と、全ての規模の区分で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、全ての規模の区分で前年を上回った。また、民間企業全体の実雇用率 1.93％と比較すると、
 - 1,000人以上規模企業(2.18％)、500～1,000人未満(2.14％)、300～500人未満(2.03％)については上回った。
 - 100人以上～300人未満規模企業(1.89％)、50～100人未満(1.45％)については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満規模企業が52.1％（前年は49.3％）、100～300人未満が62.6％（同59.4％）、300～500人未満が63.4％（同57.4％）、500～1,000人未満が63.8％（同53.2％）、1,000人以上が67.9％（同75.0％）で、1,000人以上規模以外の区分で前年を上回った。

[13ページ]

○ 産業別の状況

- ・ 産業別の障害者の数は、「製造業」1,899.0人、「卸売業、小売業」1,055.5人、「医療、福祉」1,246.0人で多く雇用されており、3業種いずれも前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「農業、林業」（2.37％）、「製造業」（2.02％）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.36％）、「生活関連サービス、娯楽業」（3.41％）、「医療、福祉」（2.16％）が法定雇用率を上回っている。

[14ページ]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成28年の法定雇用率未達成企業は726社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、77.7％（564社）と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、59.5％（432社）となっている。

○ 特例子会社の状況

- ・ 平成28年6月1日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は2社（前年と同数値）で、雇用されている障害者の数は、20.0人であった。
- ・ 雇用者のうち身体障害者は9.0人、知的障害者は6.0人、精神障害者は5.0人であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

2 公的機関における在職状況

(1) 新潟県の機関（法定雇用率2.3%）

新潟県の機関に在職している障害者の数は241.0人で、前年より0.4%（1.0人）増加しており、実雇用率は2.59%と、前年に比べ0.03ポイント上昇した。

4 機関中 4 機関が達成。

(2) 市町村等の機関（法定雇用率2.3%）

市町村等の機関に在職している障害者の数は553.5人で、前年よりも1.8%（10.0人）増加しており、実雇用率は2.48%と、前年に比べ0.03ポイント上昇した。

46機関中45機関が達成。

【未達成機関】

さくら福祉保健事務組合

※ さくら福祉保健事務組合においては、12月1日現在で障害者の数2.0人、実雇用率1.98%、不足数0人となった。

(3) 新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会（法定雇用率2.2%）

2 機関の教育委員会に在職している障害者の数は 372.0人で、前年より0.8%（3.0人）増加しており、実雇用率は 2.36%（新潟県教育委員会は2.23%、新潟市教育委員会は2.79%）と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

2 機関中 2 機関が達成。

[5ページ、19ページ、20ページ]

3 独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（※）（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は8.0人で、前年より33.3%（2.0人）増加しており、実雇用率は3.79%と、前年に比べ0.83ポイント上昇した。

3 機関中 3 機関が達成。

※国立大学法人（新潟大学、長岡技術科学大学および上越教育大学）の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

[6ページ、19ページ]

4 新潟労働局による取組み

- (1) 新潟県をはじめとする関係機関と連携した「新潟県障害者雇用促進プロジェクトチーム」において、平成25年度に「平成28年6月1日時点で障害者実雇用率

が全国平均を上回る。」という目標を設定して、オール新潟として障害者雇用対策の強化を図ってきたところであるが、今般、平成 13 年以來 15 年ぶりに全国平均を上回り、目標達成することができた。

- ・雇用率未達成企業の中から各ハローワークが重点指導対象に選定した企業のうち、50%企業の雇用率達成に向けた指導・啓発の強化
- ・50～100 人未満規模の企業を中心に訪問指導等を実施
- ・精神障害者を中心とした職場定着支援の充実強化のため、企業で障害者の就業を支援する担当者の資質向上を図るための研修の実施
- ・雇用率未達成企業を対象とした「集団指導会」を開催
- ・特別支援学校卒業予定者に対して、チーム支援により早期の求職登録・相談、職場実習の推進等の就職支援の実施
- ・未達成企業、就労支援機関に対する就労支援セミナーの開催
- ・未達成企業、就労支援機関に対する障害者雇用先進企業・特別支援学校等への見学会の開催
- ・障害者の職場体験（職場実習）受入れ企業の開拓

（２）障害者本人や就労支援機関と企業との相互理解を深めるため、企業、支援機関を対象としたセミナーの開催や職場実習の推進などの「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」を実施。

（３）県内の各ハローワークにおいて障害者を対象とした合同就職面接会を開催。

[21 ページ、22 ページ]

平成28年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	312,711.0 人	6,026.0 人	1.93 %	993 / 1,719	57.8 %
	(309,574.0 人)	(5,722.5 人)	(1.85 %)	(927 / 1,705)	(54.4 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 新潟県の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	9,314.0 人	241.0 人	2.59 %	4 / 4	100.0 %
	(9,390.5 人)	(240.0 人)	(2.56 %)	(4 / 4)	(100.0 %)
新潟県 (知事部局)	6,317.5 人	168.5 人	2.67 %	1 / 1	100.0 %
	(6,372.0 人)	(165.0 人)	(2.59 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
新潟県の その他の機関	2,996.5 人	72.5 人	2.42 %	3 / 3	100.0 %
	(3,018.5 人)	(75.0 人)	(2.48 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

(2) 新潟県市町村等の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
新潟県市町村 等の機関	22,286.5 人	553.5 人	2.48 %	45 / 46	97.8 %
	(22,160.5 人)	(543.5 人)	(2.45 %)	(42 / 45)	(93.3 %)

(3) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	15,762.5 人	372.0 人	2.36 %	2 / 2	100.0 %
	(15,995.0 人)	(369.0 人)	(2.31 %)	(2 / 2)	(100.0 %)
新潟県教育 委員会	12,067.5 人	269.0 人	2.23 %	1 / 1	100.0 %
	(12,302.0 人)	(276.0 人)	(2.24 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
新潟市教育 委員会	3,695.0 人	103.0 人	2.79 %	1 / 1	100.0 %
	(3,693.0 人)	(93.0 人)	(2.52 %)	(1 / 1)	(100.0 %)

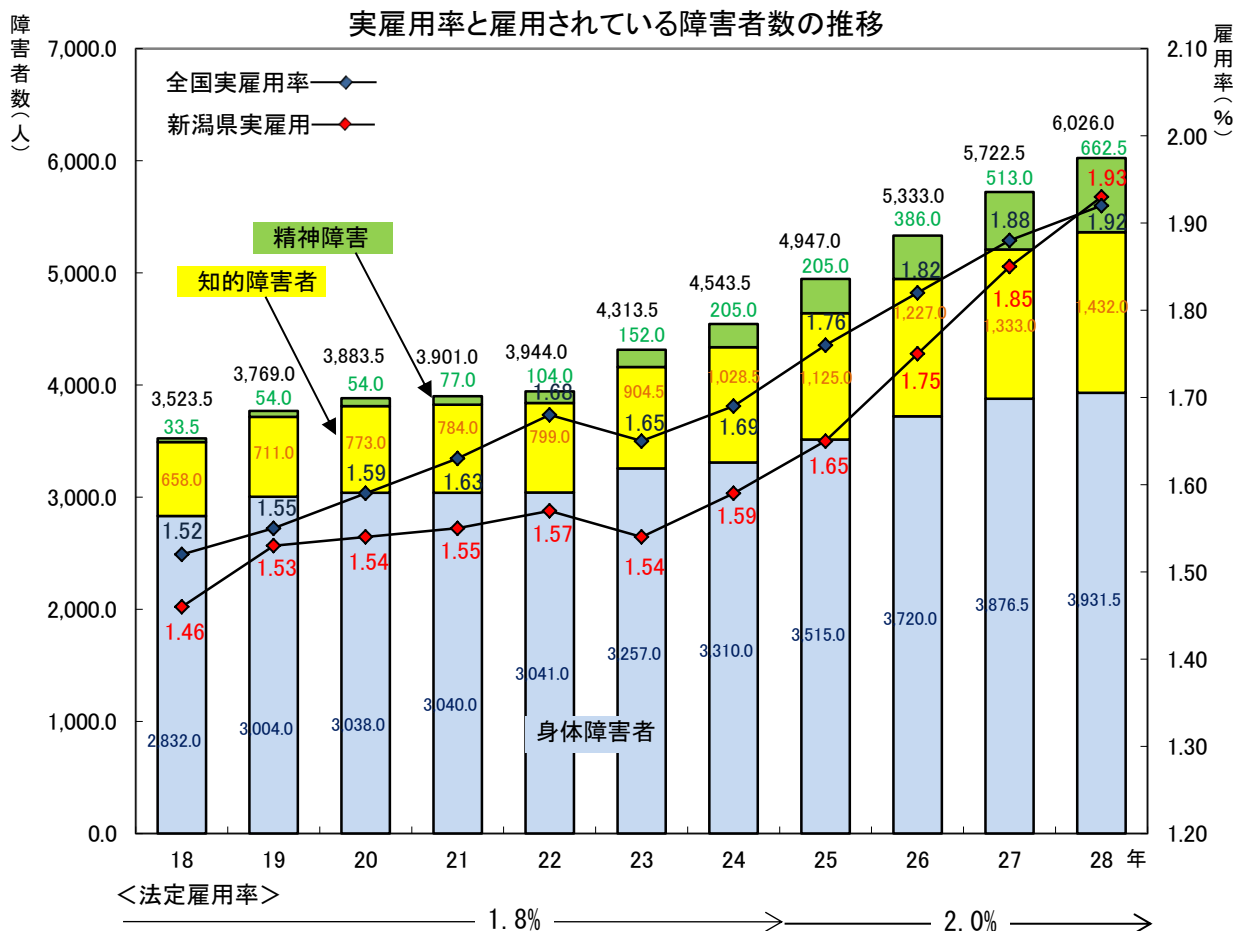
3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2. 3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	211.0 人	8.0 人	3.79 %	3 / 3	100.0 %
	(203.0 人)	(6.0 人)	(2.96 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

- 注 1 1 及び 3 の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2 の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。
- 4 法定雇用率 2. 2% が適用される機関とは、都道府県 の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 () 内は、平成 27 年 6 月 1 日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成 18 年 4 月 1 日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 新潟県知事部局は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該 A 機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該 B 機関に勤務する職員を当該 A 機関に勤務する職員とみなすものである。
A＝新潟県知事部局 B＝新潟県議会事務局
- 7 「独立行政法人等」のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第 2 の第 1 号から第 8 号までの法人（新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学が該当）については、厚生労働省により障害者雇用状況が公表される。「地方独立行政法人等」とは、同令別表第 2 の第 9 号から第 10 号までの法人を指し、新潟県立大学、長岡造形大学、新潟県立看護大学が該当する。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

〈法定雇用率: 2.0%〉



注1: 雇用義務のある企業(50人以上規模の企業)についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成22年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

身体障害者である短時間労働者

(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

知的障害者である短時間労働者

(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

注3: 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%となっている。

民間企業における障害者雇用率等の推移

新潟労働局職業対策課

51.10月
↓
1.5%
67人～
↓
63.4月
↓
1.6%
63人～
↓
10.7月
↓
1.8%
56人～
↓
25.4月
↓
2.0%
50人～

項 目 年 度	1 企業数	2 常用労働 者 総 数	3 算定基礎 労働者数	4 常用雇用身体障害者、知的障害者数及び精神障害者数				5 雇 用 率	6 雇 用 率 達 成 企 業 数	7 雇 用 率 未 達 成 企 業 数	8 雇 用 率 達 成 企 業 率	9 全 国	
				身 体 障 害 者	知 的 障 害 者	精 神 障 害 者	障 害 者 全 数					雇 用 率	雇 用 率 達 成 企 業 率
53. 6. 1			149,411				1,990	1.33				1.11	52.1
54. 6. 1			150,729				1,995	1.32				1.12	52.0
55. 6. 1	841		152,220	2,021			2,021	1.33	455	386	54.1	1.13	51.6
56. 6. 1	858		157,247	2,122			2,122	1.35	487	371	56.8	1.18	53.4
57. 6. 1	889		161,645	2,200			2,200	1.36	504	385	56.7	1.22	53.8
58. 6. 1	916		165,535	2,210			2,210	1.34	503	413	54.9	1.23	53.5
59. 6. 1	918		167,640	2,306			2,306	1.38	520	398	56.6	1.25	53.6
60. 6. 1	900		168,504	2,293			2,293	1.36	490	410	54.4	1.26	53.5
61. 6. 1	909	192,548	170,792	2,339			2,339	1.37	518	391	57.0	1.26	53.8
62. 6. 1	928	193,788	171,912	2,317			2,317	1.35	512	416	55.2	1.25	53.0
63. 6. 1	1,013	200,578	177,831	2,400	186		2,586	1.45	545	468	53.8	1.31	51.5
元. 6. 1	1,061	211,832	186,619	2,500	240		2,740	1.47	590	471	55.6	1.32	51.6
2. 6. 1	1,097	215,253	190,195	2,586	275		2,861	1.50	604	493	55.1	1.32	52.2
3. 6. 1	1,115	222,050	195,859	2,656	306		2,962	1.51	627	488	56.2	1.32	51.8
4. 6. 1	1,161	230,627	204,013	2,740	331		3,071	1.51	661	500	56.9	1.36	51.9
5. 6. 1	1,161	236,721	210,971	2,794	438		3,232	1.53	644	517	55.5	1.41	51.4
6. 6. 1	1,181	239,938	213,688	2,819	478		3,297	1.54	645	536	54.6	1.44	50.4
7. 6. 1	1,180	240,746	214,134	2,820	529		3,349	1.56	643	537	54.5	1.45	50.6
8. 6. 1	1,211	245,939	218,351	2,827	547		3,374	1.55	640	571	52.8	1.47	50.0
9. 6. 1	1,219	246,554	218,895	2,828	581		3,409	1.56	650	569	53.3	1.47	50.2
10. 6. 1	1,195	243,598	216,490	2,769	590		3,359	1.55	628	567	52.6	1.48	50.1
11. 6. 1	1,302	248,676	220,310	2,824	583		3,407	1.55	632	670	48.5	1.49	44.7
12. 6. 1	1,289	247,057	218,028	2,728	577		3,305	1.52	613	676	47.6	1.49	44.3
13. 6. 1	1,293	248,285	218,874	2,702	581		3,283	1.50	604	689	46.7	1.49	43.7
14. 6. 1	1,261	243,048	214,193	2,537	582		3,119	1.46	551	710	43.7	1.47	42.5
15. 6. 1	1,269	246,921	217,762	2,531	565		3,096	1.42	521	748	41.1	1.48	42.5
16. 6. 1	1,331	252,180	229,823	2,631	588		3,219	1.40	543	788	40.8	1.46	41.7
17. 6. 1	1,339	258,547	235,347	2,709	596		3,305	1.40	554	785	41.4	1.49	42.1
18. 6. 1	1,360	264,946	241,228	2,832	658	33.5	3,523.5	1.46	590	770	43.4	1.52	43.4
19. 6. 1	1,389	270,773	246,698	3,004	711	54.0	3,769.0	1.53	661	728	47.6	1.55	43.8
20. 6. 1	1,413	276,855	252,775	3,038	773	72.5	3,883.5	1.54	687	727	48.6	1.59	44.9
21. 6. 1	1,380	276,032	252,053	3,040	784	77.0	3,901.0	1.55	667	713	48.3	1.63	45.5
22. 6. 1	1,325	273,634	251,098	3,041	799	104.0	3,944.0	1.57	629	696	47.5	1.68	47.0
23. 6. 1	1,439	298,085.0	280,562.0	3,257.0	904.5	152.0	4,313.5	1.54	664	775	46.1	1.65	45.3
24. 6. 1	1,451	303,847.5	285,978.0	3,310.0	1,028.5	205.0	4,543.5	1.59	690	761	47.6	1.69	46.8
25. 6. 1	1,643	319,211.0	299,843.0	3,515.0	1,125.0	307.0	4,947.0	1.65	734	909	44.7	1.76	42.7
26. 6. 1	1,688	323,993.0	304,245.0	3,720.0	1,227.0	386.0	5,333.0	1.75	840	848	49.8	1.82	44.7
27. 6. 1	1,705	330,005.5	309,574.0	3,876.5	1,333.0	513.0	5,722.5	1.85	927	778	54.4	1.88	47.2
28. 6. 1	1,719	333,298.0	312,711.0	3,931.5	1,432.0	662.5	6,026.0	1.93	993	726	57.8	1.92	48.8

注1:「障害者数」は次に掲げる者の合計数。

～昭62年
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭63～平4年
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者

平5年～平17年
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者(0.5人でカウント)

平成23年～
身体障害者である短時間労働者(0.5人でカウント)
知的障害者である短時間労働者(0.5人でカウント)

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

このため、民間企業（法定雇用率2.0%）においては、常用労働者が50人以上の企業が障害者雇用状況報告の対象となる。また、主たる事務所（いわゆる本社）で、支社・支店等の分を取りまとめて報告することとなっており、常用労働者が50人未満の企業と、新潟県内に支社・支店等があっても本社が新潟県外にある企業に雇用されている常用労働者（雇用障害者を含む。）の人数は、公表数値に反映されない。

なお、雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業	2.0%
	(50人以上規模の企業)	
	特殊法人等	2.3%
	(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等)	
○ 国、地方公共団体	(43.5人以上規模の機関)	2.3%
○ 都道府県等の教育委員会	(45.5人以上規模の機関)	2.2%

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

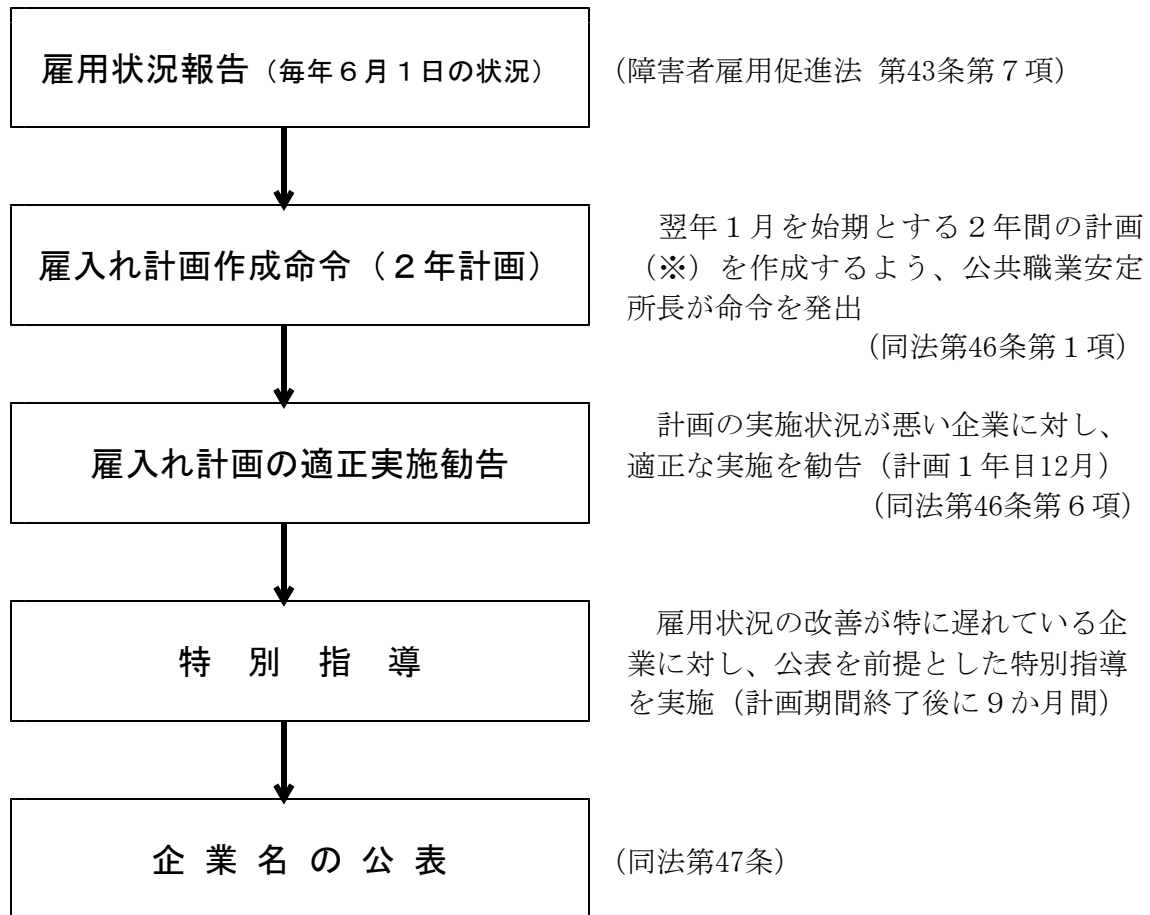
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

（指導実績）

- 平成27年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 1社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
 - * 「特別指導」の実施 1社
- 雇入れ計画を実施中の企業（27年度末現在）
3社（全国 574社）
- 企業名の公表（厚生労働省が全国の状況を公表する。）
 平成27年度 0社、26年度 8社、25年度 0社、24年度 0社、23年度 3社、
 22年度 6社、21年度 7社、20年度 4社、19年度 3社、18年度 2社、
 17年度 2社、16年度 1社、15年度 1社、3年度 4社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

平成28年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.0%）	
(1)	概況	12
(2)	企業規模別の雇用状況	13
(3)	産業別の雇用状況	14
(4)	障害者不足数階級別の法定未達成企業数	18
2	地方公共団体における在職状況	
(1)	新潟県の機関（法定雇用率 2.3%）	19
(2)	都道府県等の教育委員会（法定雇用率 2.2%）	19
(3)	新潟県市町村等の機関（法定雇用率2.3%）	20
3	独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.3%）	19

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
民間企業	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	1,719	312,711.0	1,189	254	2,946	896	6,026.0	587.5	1.93	993	57.8
	(1,705)	(309,574.0)	(1,172)	(246)	(2,757)	(751)	(5,722.5)	(659.0)	(1.85)	(927)	(54.4)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
民間企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	6,026.0	1,027	159	1,618	201	3,931.5	258.0	162	95	823	380	1,432.0	154.5	505	315	662.5	175.0
	(5,722.5)	(1,008)	(151)	(1,615)	(189)	(3,876.5)	(336.0)	(164)	(95)	(753)	(314)	(1,333.0)	(175.0)	(389)	(248)	(513.0)	(148.0)

〔1(1)①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔1(1)②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分			
規模計	企業 1,719 (1,705)	人 312,711.0 (309,574.0)	人 1,189 (1,172)	人 254 (246)	人 2,946 (2,757)	人 896 (751)	人 6,026.0 (5,722.5)	人 587.5 (659.0)	% 1.93 (1.85)	企業 993 (927)	% 57.8 (54.4)
50～ 100人未満	企業 820 (820)	人 56,649.5 (56,983.5)	人 140 (147)	人 26 (29)	人 451 (395)	人 134 (120)	人 824.0 (778.0)	人 115.0 (84.5)	% 1.45 (1.37)	企業 427 (404)	% 52.1 (49.3)
100～ 300人未満	668 (658)	102,152.0 (100,347.5)	397 (371)	78 (77)	939 (895)	240 (198)	1,931.0 (1,813.0)	215.5 (252.0)	1.89 (1.81)	418 (391)	62.6 (59.4)
300～ 500人未満	123 (122)	42,923.0 (42,906.0)	170 (181)	49 (39)	404 (380)	154 (120)	870.0 (841.0)	82.0 (74.5)	2.03 (1.96)	78 (70)	63.4 (57.4)
500～ 1000人未満	80 (77)	50,383.5 (49,019.0)	232 (214)	37 (36)	490 (460)	174 (126)	1,078.0 (987.0)	102.0 (114.5)	2.14 (2.01)	51 (41)	63.8 (53.2)
1,000人以上	28 (28)	60,603.0 (60,318.0)	250 (259)	64 (65)	662 (627)	194 (187)	1,323.0 (1,303.5)	73.0 (133.5)	2.18 (2.16)	19 (21)	67.9 (75.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用 分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用 分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用 分
規模計	人 6,026.0 (5,722.5)	人 1,027 (1,008)	人 159 (151)	人 1,618 (1,615)	人 201 (189)	人 3,931.5 (3,876.5)	人 258.0 (336.0)	人 162 (164)	人 95 (95)	人 823 (753)	人 380 (314)	人 1,432.0 (1,333.0)	人 154.5 (175.0)	人 505 (389)	人 315 (248)	人 662.5 (513.0)	人 175.0 (148.0)
50～ 100人未満	(824.0 778.0)	(117 121)	(12 13)	(263 256)	(31 34)	(524.5 528.0)		(23 26)	(14 16)	(130 106)	(54 46)	(217.0 197.0)		(58 33)	(49 40)	(82.5 53.0)	
100～ 300人未満	(1,931.0 1,813.0)	(342 320)	(48 48)	(513 505)	(62 56)	(1,276.0 1,221.0)		(55 51)	(30 29)	(252 245)	(94 71)	(439.0 411.5)		(174 145)	(84 71)	(216.0 180.5)	
300～ 500人未満	(870.0 841.0)	(141 147)	(28 16)	(225 228)	(23 19)	(546.5 547.5)		(29 34)	(21 23)	(110 110)	(69 55)	(223.5 228.5)		(69 42)	(62 46)	(100.0 65.0)	
500～ 1000人未満	(1,078.0 987.0)	(209 192)	(20 21)	(260 257)	(44 43)	(720.0 683.5)		(23 22)	(17 15)	(121 111)	(66 51)	(217.0 195.5)		(109 92)	(64 32)	(141.0 108.0)	
1,000以上	(1,323.0 1,303.5)	(218 228)	(51 53)	(357 369)	(41 37)	(864.5 896.5)		(32 31)	(13 12)	(210 181)	(97 91)	(335.5 300.5)		(95 77)	(56 59)	(123.0 106.5)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	企業 1,719 (1,705)	人 312,711.0 (309,574.0)	人 1,189 (1,172)	人 254 (246)	人 2,946 (2,757)	人 896 (751)	人 6,026.0 (5,722.5)	人 587.5 (659.0)	% 1.93 (1.85)	企業 993 (927)	% 57.8 (54.4)
農、林、漁業	企業 7 (6)	人 696.0 (628.5)	人 4 (2)	人 0 (0)	人 8 (8)	人 1 (0)	人 16.5 (12.0)	人 3.5 (2.0)	% 2.37 (1.91)	企業 5 (3)	% 71.4 (50.0)
鉱業,採石業,砂利採取業	4 (4)	453.5 (469.0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)	0.0 (0.0)	0.88 (0.85)	1 (1)	25.0 (25.0)
建設業	114 (118)	13,852.0 (13,728.5)	66 (62)	3 (2)	109 (96)	7 (5)	247.5 (224.5)	18.5 (25.5)	1.79 (1.64)	69 (63)	60.5 (53.4)
製造業	560 (548)	93,997.5 (92,670.5)	393 (378)	31 (34)	1,017 (925)	130 (113)	1,899.0 (1,771.5)	164.5 (143.0)	2.02 (1.91)	348 (317)	62.1 (57.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	7 (5)	1,019.0 (871.0)	9 (9)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	24.0 (24.0)	2.0 (2.0)	2.36 (2.76)	4 (4)	57.1 (80.0)
情報通信業	39 (40)	5,250.0 (5,326.5)	18 (22)	0 (1)	30 (33)	1 (0)	66.5 (78.0)	2.5 (15.0)	1.27 (1.46)	16 (20)	41.0 (50.0)
運輸業,郵便業	104 (103)	16,904.5 (16,524.0)	55 (55)	17 (13)	139 (144)	31 (28)	281.5 (281.0)	31.5 (34.0)	1.67 (1.70)	52 (51)	50.0 (49.5)
卸売業,小売業	265 (259)	59,549.0 (58,658.5)	190 (178)	74 (74)	495 (485)	213 (174)	1,055.5 (1,002.0)	124.0 (131.0)	1.77 (1.71)	132 (119)	49.8 (45.9)
金融業,保険業	33 (31)	11,618.0 (11,473.0)	61 (66)	5 (4)	67 (67)	8 (5)	198.0 (205.5)	13.0 (13.0)	1.70 (1.79)	15 (17)	45.5 (54.8)
不動産業,物品賃貸業	16 (17)	3,159.0 (3,329.0)	3 (4)	1 (2)	29 (36)	31 (29)	51.5 (60.5)	4.0 (16.0)	1.63 (1.82)	4 (5)	25.0 (29.4)
学術研究,専門・技術サービス業	22 (22)	2,877.0 (2,650.0)	10 (9)	1 (1)	15 (14)	0 (1)	36.0 (33.5)	2.0 (5.0)	1.25 (1.26)	10 (11)	45.5 (50.0)
宿泊業,飲食サービス業	63 (63)	9,100.5 (9,229.0)	13 (19)	18 (11)	76 (60)	60 (38)	150.0 (128.0)	28.0 (23.0)	1.65 (1.39)	37 (30)	58.7 (47.6)
生活関連サービス業,娯楽業	39 (42)	7,259.0 (8,192.0)	51 (59)	18 (12)	114 (122)	27 (23)	247.5 (263.5)	19.5 (20.5)	3.41 (3.22)	18 (18)	46.2 (42.9)
教育,学習支援業	31 (33)	3,608.5 (3,789.0)	16 (14)	0 (1)	18 (22)	2 (1)	51.0 (51.5)	5.5 (14.5)	1.41 (1.36)	15 (15)	48.4 (45.5)
医療,福祉	275 (273)	57,767.5 (56,933.5)	202 (205)	65 (67)	606 (544)	342 (302)	1,246.0 (1,172.0)	129.5 (165.5)	2.16 (2.06)	195 (188)	70.9 (68.9)
複合サービス事業	30 (30)	9,511.0 (8,924.5)	47 (41)	11 (10)	76 (71)	4 (2)	183.0 (164.0)	10.5 (14.0)	1.92 (1.84)	18 (18)	60.0 (60.0)
サービス業	110 (111)	16,089.0 (16,177.5)	51 (49)	10 (14)	137 (120)	39 (30)	268.5 (247.0)	29.0 (35.0)	1.67 (1.53)	54 (47)	49.1 (42.3)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	6,026.0 (5,722.5)	1,027 (1,008)	159 (151)	1,618 (1,615)	201 (189)	3,931.5 (3,876.5)	258.0 (336.0)	162 (164)	95 (95)	823 (753)	380 (314)	1,432.0 (1,333.0)	154.5 (175.0)	505 (389)	315 (248)	662.5 (513.0)	175.0 (148.0)
農、林、漁業	16.5 (12.0)	4 (2)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	15.0 (11.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (1)	1 (0)	1.5 (1.0)	
鉱業,採石業,砂利採取業	4.0 (4.0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	247.5 (224.5)	63 (59)	2 (1)	86 (75)	6 (4)	217.0 (196.0)		3 (3)	1 (1)	10 (10)	0 (0)	17.0 (17.0)		13 (11)	1 (1)	13.5 (11.5)	
製造業	1,899.0 (1,771.5)	334 (317)	19 (22)	570 (559)	38 (35)	1,276.0 (1,232.5)		59 (61)	12 (12)	288 (259)	46 (44)	441.0 (415.0)		159 (107)	46 (34)	182.0 (124.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	24.0 (24.0)	9 (9)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	24.0 (24.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	66.5 (78.0)	16 (20)	0 (1)	21 (26)	0 (0)	53.0 (67.0)		2 (2)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	7.0 (5.0)		6 (6)	1 (0)	6.5 (6.0)	
運輸業,郵便業	281.5 (281.0)	51 (51)	10 (7)	93 (98)	8 (7)	209.0 (210.5)		4 (4)	7 (6)	25 (28)	10 (12)	45.0 (48.0)		21 (18)	13 (9)	27.5 (22.5)	
卸売業,小売業	1,055.5 (1,002.0)	162 (150)	52 (55)	259 (278)	42 (40)	656.0 (653.0)		28 (28)	22 (19)	142 (127)	94 (76)	267.0 (240.0)		94 (80)	77 (58)	132.5 (109.0)	
金融業,保険業	198.0 (205.5)	61 (66)	5 (4)	58 (59)	8 (5)	189.0 (197.5)		0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)		7 (5)	0 (0)	7.0 (5.0)	
不動産業,物品賃貸業	51.5 (60.5)	3 (4)	1 (2)	7 (10)	6 (3)	17.0 (21.5)		0 (0)	0 (0)	12 (16)	12 (10)	18.0 (21.0)		10 (10)	13 (16)	16.5 (18.0)	
学術研究,専門・技術サービス業	36.0 (33.5)	9 (8)	1 (1)	14 (13)	0 (1)	33.0 (30.5)		1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3.0 (3.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
宿泊業,飲食サービス業	150.0 (128.0)	9 (15)	10 (0)	22 (24)	7 (12)	53.5 (60.0)		4 (4)	8 (11)	40 (31)	32 (16)	72.0 (58.0)		14 (5)	21 (10)	24.5 (10.0)	
生活関連サービス業,娯楽業	247.5 (263.5)	33 (38)	11 (6)	30 (34)	12 (9)	113.0 (120.5)		18 (21)	7 (6)	67 (70)	9 (8)	114.5 (122.0)		17 (18)	6 (6)	20.0 (21.0)	
教育・学習支援業	51.0 (51.5)	16 (14)	0 (1)	13 (17)	1 (1)	45.5 (46.5)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	1.5 (1.0)		4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)	
医療,福祉	1,246.0 (1,172.0)	168 (173)	32 (34)	286 (272)	51 (55)	679.5 (679.5)		34 (32)	33 (33)	198 (178)	168 (139)	383.0 (344.5)		122 (94)	123 (108)	183.5 (148.0)	
複合サービス事業	183.0 (164.0)	42 (37)	7 (6)	56 (54)	2 (1)	148.0 (134.5)		5 (4)	4 (4)	9 (7)	1 (1)	23.5 (19.5)		11 (10)	1 (0)	11.5 (10.0)	
サービス業	268.5 (247.0)	47 (45)	9 (11)	86 (79)	20 (16)	199.0 (188.0)		4 (4)	1 (3)	25 (21)	7 (8)	37.5 (36.0)		26 (20)	12 (6)	32.0 (23.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業 560	人 93,997.5	人 393	人 31	人 1,017	人 130	人 1,899.0	人 164.5	% 2.02	企業 348	% 62.1
	(548)	(92,670.5)	(378)	(34)	(925)	(113)	(1,771.5)	(143.0)	(1.91)	(317)	(57.8)
食料品・たばこ	企業 108	人 27,216.5	人 105	人 14	人 351	人 44	人 597.0	人 57.0	% 2.19	企業 76	% 70.4
	(100)	(26,302.5)	(96)	(15)	(313)	(39)	(539.5)	(35.5)	(2.05)	(67)	(67.0)
繊維・衣服	36	3,468.5	17	1	50	11	90.5	7.0	2.61	26	72.2
	(38)	(3,600.0)	(15)	(1)	(46)	(10)	(82.0)	(15.0)	(2.28)	(23)	(60.5)
木材・家具	6	640.0	1	0	11	0	13.0	1.0	2.03	4	66.7
	(6)	(642.0)	(2)	(-)	(10)	(0)	(14.0)	(0.0)	(2.18)	(3)	(50.0)
パルプ・紙・印刷	34	3,813.5	14	1	39	2	69.0	14.0	1.81	22	64.7
	(33)	(3,726.5)	(14)	(1)	(33)	(2)	(63.0)	(5.0)	(1.69)	(20)	(60.6)
化学工業	31	4,281.0	15	1	37	4	70.0	4.0	1.64	17	54.8
	(32)	(4,376.5)	(17)	(2)	(40)	(2)	(77.0)	(12.0)	(1.76)	(20)	(62.5)
窯業・土石	13	1,984.0	7	1	9	18	33.0	1.5	1.66	6	46.2
	(15)	(2,246.0)	(9)	(2)	(14)	(18)	(43.0)	(2.5)	(1.91)	(9)	(60.0)
鉄鋼	13	1,526.5	5	1	22	0	33.0	0.0	2.16	10	76.9
	(14)	(1,589.0)	(7)	(-)	(22)	(-)	(36.0)	(4.0)	(2.27)	(10)	(71.4)
非鉄金属	7	1,219.5	5	0	14	1	24.5	0.0	2.01	7	100.0
	(6)	(1,072.0)	(5)	(-)	(13)	(1)	(23.5)	(3.5)	(2.19)	(6)	(100.0)
金属製品	92	11,805.0	44	3	128	6	222.0	27.0	1.88	45	48.9
	(84)	(11,144.0)	(41)	(4)	(102)	(4)	(190.0)	(11.0)	(1.70)	(34)	(40.5)
電気機械	54	10,733.0	57	0	99	6	216.0	9.0	2.01	33	61.1
	(56)	(10,978.0)	(64)	(-)	(88)	(5)	(218.5)	(10.0)	(1.99)	(35)	(62.5)
その他機械	118	19,856.5	73	7	189	33	358.5	32.0	1.81	67	56.8
	(119)	(19,803.0)	(68)	(7)	(175)	(26)	(331.0)	(39.5)	(1.67)	(59)	(49.6)
その他	48	7,453.5	50	2	68	5	172.5	12.0	2.31	35	72.9
	(45)	(7,191.0)	(40)	(2)	(69)	(6)	(154.0)	(5.0)	(2.14)	(31)	(68.9)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	人 1,899.0 (1,771.5)	人 334 (317)	人 19 (22)	人 570 (559)	人 38 (35)	人 1,276.0 (1,232.5)	人 59 (61)	人 12 (12)	人 288 (259)	人 46 (44)	人 441.0 (415.0)	人 159 (107)	人 46 (34)	人 182.0 (124.0)
食料品・たばこ	人 597.0 (539.5)	人 82 (76)	人 9 (10)	人 153 (145)	人 17 (15)	人 334.5 (314.5)	人 23 (20)	人 5 (5)	人 144 (137)	人 15 (13)	人 202.5 (188.5)	人 54 (31)	人 12 (11)	人 60.0 (36.5)
繊維工業	人 90.5 (82.0)	人 15 (13)	人 1 (1)	人 34 (33)	人 5 (4)	人 67.5 (62.0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 8 (7)	人 3 (3)	人 13.5 (12.5)	人 8 (6)	人 3 (3)	人 9.5 (7.5)
木材・家具	人 13.0 (14.0)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 10 (9)	人 0 (0)	人 10.0 (11.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 3.0 (3.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	人 69.0 (63.0)	人 12 (10)	人 1 (1)	人 23 (25)	人 2 (2)	人 49.0 (47.0)	人 2 (4)	人 0 (0)	人 8 (4)	人 0 (0)	人 12.0 (12.0)	人 8 (4)	人 0 (0)	人 8.0 (4.0)
化学工業	人 70.0 (77.0)	人 15 (16)	人 1 (2)	人 27 (29)	人 1 (1)	人 58.5 (63.5)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 8 (9)	人 3 (1)	人 9.5 (11.5)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 2.0 (2.0)
窯業・土石	人 33.0 (43.0)	人 7 (9)	人 1 (2)	人 9 (13)	人 1 (1)	人 24.5 (33.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (1)	人 11 (13)	人 5.5 (7.5)	人 0 (0)	人 6 (4)	人 3.0 (2.0)
鉄鋼	人 33.0 (36.0)	人 5 (7)	人 1 (0)	人 17 (17)	人 0 (0)	人 28.0 (31.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 3.0 (3.0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 2.0 (2.0)
非鉄金属	人 24.5 (23.5)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 8 (8)	人 0 (0)	人 18.0 (18.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 4.0 (4.0)	人 2 (1)	人 1 (1)	人 2.5 (1.5)
金属製品	人 222.0 (190.0)	人 34 (26)	人 1 (1)	人 65 (55)	人 3 (3)	人 135.5 (109.5)	人 10 (15)	人 2 (3)	人 46 (36)	人 3 (1)	人 69.5 (69.5)	人 17 (11)	人 0 (0)	人 17.0 (11.0)
電気機械	人 216.0 (218.5)	人 43 (48)	人 0 (0)	人 66 (62)	人 2 (3)	人 153.0 (159.5)	人 14 (16)	人 0 (0)	人 22 (20)	人 1 (1)	人 50.5 (52.5)	人 11 (6)	人 3 (1)	人 12.5 (6.5)
その他機械	人 358.5 (331.0)	人 72 (67)	人 3 (3)	人 112 (111)	人 4 (3)	人 261.0 (249.5)	人 1 (1)	人 4 (4)	人 35 (30)	人 9 (10)	人 45.5 (41.0)	人 42 (34)	人 20 (13)	人 52.0 (40.5)
その他	人 172.5 (154.0)	人 44 (39)	人 1 (2)	人 46 (52)	人 3 (3)	人 136.5 (133.5)	人 6 (1)	人 1 (0)	人 9 (7)	人 1 (2)	人 22.5 (10.0)	人 13 (10)	人 1 (1)	人 13.5 (10.5)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	726 (100.0%)	564 (77.7%)	108 (14.9%)	37 (5.1%)	10 (1.4%)	7 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	432 (59.5%)
50-100人未満	393 (100.0%)	393 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	365 (92.9%)
100-300人未満	250 (100.0%)	142 (56.8%)	91 (36.4%)	14 (5.6%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	— —	— —	— —	66 (26.4%)
300-500人未満	45 (100.0%)	17 (37.8%)	8 (17.8%)	13 (28.9%)	5 (11.1%)	2 (4.4%)	— —	— —	— —	1 (2.2%)
500-1000人未満	29 (100.0%)	10 (34.5%)	6 (20.7%)	8 (27.6%)	3 (10.3%)	2 (6.9%)	0 (0.0%)	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	9 (100.0%)	2 (22.2%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における在職状況

1 新潟県の状況(法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	②障害者の数(注2)	③実雇用率	④不足数(注3)
合 計	9,314.0	241.0	2.59	0.0
新潟県(知事部局・議会事務局)	6,317.5	168.5	2.67	0.0
新潟県企業局	93.5	2.0	2.14	0.0
新潟県病院局	2,281.0	55.5	2.43	0.0
新潟県警察本部	622.0	15.0	2.41	0.0

2 新潟県教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
新潟県教育委員会	12,067.5	269.0	2.23	0.0

3 新潟市教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
新潟市教育委員会	3,695.0	103.0	2.79	0.0

4 新潟県市町村等の機関の状況(21ページに掲載)

3 独立行政法人等における雇用状況(注4)

(法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
合 計	211.0	8.0	3.79	0.0
新潟県立大学	79.5	3.0	3.77	0.0
長岡造形大学	79.0	1.0	1.27	0.0
新潟県立看護大学	52.5	4.0	7.62	0.0

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 独立行政法人等のうち、国立大学法人(新潟大学、長岡技術科学大学および上越教育大学)の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

新潟県市町村等の機関の状況(法定雇用率2.3%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	②障害者の数(注2)	③実雇用率	④不足数(注3)	備 考
合計	22,286.5	553.5	2.48	1.0	
1 新潟市	5,221.5	123.5	2.37	0.0	認定地方機関(注4)
2 長岡市	1,654.0	38.0	2.30	0.0	
3 長岡市水道局	75.0	3.0	4.00	0.0	
4 長岡市教育委員会	546.0	15.0	2.75	0.0	
5 小千谷市	333.0	7.0	2.10	0.0	
6 小千谷市教育委員会	72.0	3.5	4.86	0.0	
7 上越市	2,630.0	67.0	2.55	0.0	認定地方機関(注4)
8 妙高市	404.0	9.5	2.35	0.0	認定地方機関(注4)
9 三条市	488.0	11.0	2.25	0.0	
10 三条市教育委員会	220.0	5.0	2.27	0.0	
11 見附市	641.5	16.0	2.49	0.0	認定地方機関(注4)
12 加茂市	201.5	4.0	1.99	0.0	
13 加茂市教育委員会	60.0	1.0	1.67	0.0	
14 田上町	138.5	3.0	2.17	0.0	
15 柏崎市	794.0	19.0	2.39	0.0	認定地方機関(注4)
16 出雲崎町	90.5	2.0	2.21	0.0	認定地方機関(注4)
17 刈羽村	88.0	2.0	2.27	0.0	
18 新発田市	744.0	20.0	2.69	0.0	認定地方機関(注4)
19 胎内市	466.5	13.0	2.79	0.0	認定地方機関(注4)
20 阿賀野市	314.5	8.0	2.54	0.0	
21 阿賀野市教育委員会	52.5	3.0	5.71	0.0	
22 聖籠町	119.0	3.0	2.52	0.0	
23 聖籠町教育委員会	132.5	4.0	3.02	0.0	
24 下越障害福祉事務組合	92.0	2.0	2.17	0.0	
25 新発田地域広域事務組合	46.0	1.0	2.17	0.0	
26 五泉市	591.5	13.0	2.20	0.0	認定地方機関(注4)
27 阿賀町	250.5	6.5	2.59	0.0	
28 さくら福祉保健事務組合	101.0	1.0	0.99	1.0	(注5)
29 新潟県中東福祉事務組合	84.0	2.0	2.38	0.0	
30 十日町市	445.0	14.0	3.15	0.0	
31 十日町市教育委員会	73.0	3.0	4.11	0.0	
32 津南町	166.0	3.0	1.81	0.0	
33 糸魚川市	311.0	7.5	2.41	0.0	
34 糸魚川市教育委員会	170.5	5.0	2.93	0.0	
35 燕市	402.5	9.5	2.36	0.0	
36 燕市教育委員会	281.5	7.0	2.49	0.0	
37 弥彦村	79.0	1.0	1.27	0.0	
38 南魚沼市	669.5	19.5	2.91	0.0	認定地方機関(注4)
39 魚沼市	734.5	16.0	2.18	0.0	認定地方機関(注4)
40 湯沢町	115.0	3.0	2.61	0.0	
41 魚沼地域特別養護老人ホーム組合	101.0	2.5	2.48	0.0	
42 佐渡市	1,184.5	30.5	2.57	0.0	
43 佐渡市教育委員会	199.5	6.5	3.26	0.0	
44 村上市	506.0	13.0	2.57	0.0	
45 村上市教育委員会	87.0	2.0	2.30	0.0	
46 関川村	109.5	4.5	4.11	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度 身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 この機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 さくら福祉保健事務組合においては、12月1日現在で障害者の数2.0人、実雇用率1.98%、不足数0人となった。

新潟労働局では、新潟県等の関係機関と連携を強化し、「**新潟県障害者雇用促進プロジェクトチーム**」により、障害者の就職支援の強化に取り組んでいます。

1. 2016 にいがた就労支援セミナー

内容：「福祉・教育・医療から雇用への移行推進のために」をテーマに障害者雇用支援を活用した企業からの事例発表、企業と障害者の支援機関などによるトークセッション（就労支援の実例紹介など）

開催日	平成28年11月14日（月）
会 場	朱鷺メッセ 4階国際会議場 （新潟市中央区万代島6-1）
参加者	参加者：就労支援機関（就労移行支援事業所、就労継続支援A型、就労継続支援B型）、特別支援学校、大学、医療機関、企業等 参加者計：185人

2. 先進企業・特別支援学校などの見学会

内容：障害者雇用に積極的に取り組む企業や特別支援学校、福祉就労支援施設などでの障害者の作業現場の見学、当該企業や支援機関からの障害特性や就労上の配慮事項などの説明など

開催地域	開催日	備考
新潟地域	平成28年7月 5日（火）	参加者：企業61社、その他支援機関、行政機関等 参加者計 85人
	平成28年9月21日（水）	
	平成28年11月4日（金）	
中越地域	平成28年7月 6日（水）	参加者：企業45社、その他支援機関、行政機関等 参加者計 57人
	平成28年7月 7日（木）	
	平成28年7月27日（水）	

新潟県内のその他地域でも順次、開催を予定しています。

開催日時や見学先等の詳細については、各ハローワークへお問い合わせください。

3. 未達成企業に対する指導・啓発

雇用率未達成企業のうち、新たに障害者雇用納付金制度の対象となった企業等に対して、プロジェクトチームが連携して重点的に指導・啓発を強化しました。

4. 障害者の職場実習先の開拓

障害者の職場体験（職場実習）先を開拓するため、「障害者雇用促進プロジェクトチーム」では、リーフレットを作成し、ハローワーク等を通じた企業への働きかけを行っています。

本リーフレットは、各関係機関を通じ、広く広報に活用されていますが、新潟労働局ホームページ（<http://niigata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）からも本リーフレットをダウンロードすることが可能です。

5. 障害者就職面接会

障害者就職面接会については、本年9月から11月にかけて、県内10会場で開催しましたが、今後も次のとおり開催を予定しています。

主催ハローワーク	開催日時	会場
新潟	平成29年2月8日（水） 13:00～	朱鷺メッセ スノーホール （新潟市中央区万代島6-1）
長岡	平成29年2月23日（木） 13:30～	ホテルニューオータニ長岡 （長岡市台町2-8-35）
上越・糸魚川 （合同開催）	平成29年2月2日（木） 13:30～	上越観光物産センター （上越市藤野新田175-1）
新津	平成29年2月10日（金） 13:30～	新潟市秋葉区新津健康センター （新潟市秋葉区程島1979-4）